

## 広島県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

三次市君田町藤兼字高丸一〇二五七、字和田二〇二六〇の一、一〇二六一の一、一〇二六三の三、一〇二六四の三、一〇二六四の五、一〇二六四の七、一〇二六六の五、一〇二七一の一

### 二 指定の目的

水源の涵養

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）